

企画競争実施の公示

令和3年5月28日

一般社団法人 山陰インバウンド機構

次のとおり、企画提案書の提出をお願いします。

1. 業務概要

(1) 業務名

令和3年度訪日外国人旅行者周遊促進事業

「＜民間力による域内消費の拡大（2）＞

観光商品開発マニュアルを活用した地域プラットフォーム事業」

(2) 業務内容

別紙「説明書」による

(3) 履行期限

令和4年3月10日（木）

2. 企画競争参加資格要件

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(4) （一社）山陰インバウンド機構への協力体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3. 手続等

(1) 担当部署

（一社）山陰インバウンド機構

〒683-0043 鳥取県米子市末広町311番地 米子駅前ショッピングセンター4F

E-mail: sanindmo@sanin-dmo.jp

TEL: 0859-21-1502 / FAX: 0859-21-1524

(2) 企画提案書の作成様式及び記載上の留意点

業務の実施方針、手法等を記載した企画提案書（A4判15枚程度）に併せて、次の事項を記載した書面を提出して下さい。

- ・事業の定性的・定量的な目標値
- ・業務の実施体制、実施工程
- ・緊急時の連絡体制

- ・苦情等相談に係る処理体制
- ・配置予定技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況(該当する場合)
- ・業務項目別の経費概算
- ・再委託等の有無及び予定(ただし、発注者側の承諾を要するものに限る。)

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限: 令和3年6月7日(月)17時00分(必着)

場 所: (1)に同じ。

方 法: 郵送により原則6部提出することとし、電子データも併せて提出すること。

(4) ヒアリング実施の有無 無

(5) 契約の相手方として最適なものを特定(以下「特定」という)するための企画提案書の評価基準

- ① 業務内容の理解度: 調査目的、業務内容について十分に理解していること。
- ② 提案内容の優良性: 提案内容に具体性、妥当性、実現可能性を伴い、優れていること。
- ③ 提案内容の独創性: 独自の発想に基づく提案内容が含まれていること。
- ④ 業務遂行の安定性: 実施体制、実施スケジュール等の業務環境が、委託業務を安定的に遂行できるものであること。
- ⑤ 業務成果の中立性: 適正公平な業務成果を示すことができること。
- ⑥ 必要経費: 業務内容に見合った適切な経費であること。
- ⑦ 専門的知識: 業務を遂行するために必要十分な専門的知識を有すること。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 本業務の支払条件及び概算予算額

・支払条件: 完了検査終了後、適法な請求書を受領して30日以内。

・概算予算額: 1,970万円を上限とする。(消費税及び地方消費税を含む)

(4) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。

(5) 提出期限までに到達しなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても特定しないものとする。

(6) 提出された企画提案書の差替え及び再提出は、原則認めない。

(7) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(8) 提出された企画提案書は、原則返却しない。

(9) 原則として、本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。

(10) 提出された企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。

(11) 特定した提案内容については、(一社)山陰インバウンド機構情報公開規程に基づき、開示する場合がある。

(12) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、(一社)山陰インバウンド機構会計規程に基づく契約手続の完了までは、(一社)山陰イン

バウンド機構との契約関係を生じるものではない。

(13) 提出期限までに成果物を提出する見込みがないことが明らかな場合は、契約の全部又は一部を解除する。

(14) 企画競争の結果は、原則として提案書の提出期限の翌日から14日以内に、企画提案者に対して書面で通知するとともに、(一社)山陰インバウンド機構ホームページで次の事項を公表する。

- ・特定した企画提案書を提出した者の名称、住所、代表者氏名及び決定日
- ・企画提案者ごと、評価項目ごとの評価得点及び合計点

(15) 契約履行過程で生じた成果物の著作権は(一社)山陰インバウンド機構に帰属する。

(16) 不明な点等の問い合わせ先等

- ・問い合わせ先: 3. (1)に同じ(担当: 安達)
 - ・問い合わせ方法: 電話又は電子メール
 - ・問い合わせ期間: 公示の日から、3. (3)に記載の提出期限まで
- なお、評価基準の配点は、質問の対象外とする。

説 明 書

1. 業務名

令和3年度訪日外国人旅行者周遊促進事業

「＜民間力による域内消費の拡大（2）＞

観光商品開発マニュアルを活用した地域プラットフォーム事業」

2. 実施時期

契約締結の日～令和4年3月10日

3. 業務の目的

（1）当機構が作成した「観光商品開発マニュアル（以下、「マニュアル」という。）」を活用し、「観光で地域を豊かにすること」、「観光で地域を活性化すること」を実現するため、山陰ならではの観光資源や地域の特色を活かした「新たな観光サービス」創出の支援を行い、地域が主体となった持続的な観光商品の開発・改善を促進することにより山陰地域全体の観光消費の拡大を図る。

（2）after/with コロナを見据えた受入体制を整備する。

（3）ターゲットは以下のとおり設定する。

・メインターゲット国：欧米豪、東アジア

・メインターゲット属性：リピーター、FIT、富裕層

※「新たな観光サービス」は、日本人向けにも応用可能なサービスを含む。

4. 業務の内容

（1）マニュアルを活用した研修会等の開催により、観光商品開発手順の普及や、観光による地域の消費拡大の取組意義を醸成する。

（2）山陰地域内の7地域を選定し、地域が主体となった「新たな観光サービス」の開発・改善を支援する。

（3）当機構が開発した、中国地域周遊パス「Discover Another Japan PASS」及び、山陰地域周遊パス「VISIT San'in TOURIST PASS」（以下「デジタルパス」という。）と、山陰の滞在型コンテンツを組み合わせ、外国人目線を活用したモニタリングや、旅行会社等によるテストマーケティングを実施し、パスとコンテンツの適性（相性）や、コンテンツの内容について検証改善等を図る。

（4）上記（2）で選定した地域の観光関連事業者等が参加できる商談会等を実施する。当該商談会にはJATA加盟業者やOTA等を招請し、「新たな観光サービス（コンテンツ）」の流通や検証改善等を図る。

※「新たな観光サービス（観光コンテンツ）」の概念（例）

- ①with/after コロナを意識した、安心・安全対策や、FITに特化した滞在型コンテンツを活かした観光サービス
- ②地域毎に抽出された課題の解決を図る中で、地域の主体性や工夫を凝らした観光サービス
- ③従来の体験メニューに山陰の歴史・文化に基づくストーリーなどを付加した山陰ならではの観光資源、地域の特徴を活かした観光サービス

(5) 上記(1)から(4)の業務を実施するにあたっては、以下の点に留意すること。また、目標及び成果指標については、下記に記載のとおり

5. 留意事項

①「マニュアル」の普及・理解の促進

- ・マニュアルの趣旨及び内容を観光関連事業者等に十分に周知・理解させる場を設けること
- ・本企画提案の際には、マニュアルの内容を踏まえ、観光による地域活性化についてどう考えるか企画書に記載すること
加えて、業務の目的を達成するためのビジョンを示し、業務内容を実施するうえでの事業方針も併せて企画書に記載すること。

②新たな観光サービス（コンテンツ）の造成

- ・これまでに当機構が実施した「地域課題解決プラットフォーム事業」において、取組を進めた4エリア（※）を除く7地域を選定し、該当エリアの地域関係者による「新たな観光サービス（コンテンツ）」の開発・支援を実施すること
- ・7地域の設定にあたっては、当機構との協議を踏まえ決定すること
- ・「地域課題解決プラットフォーム事業」で取り組んだ4エリア及び今後の取組を想定してヒアリングを実施した5地域については、別表1の通りであるので参考とすること

「地域課題解決プラットフォーム事業」による取組地域 <別表1>

(※) 事業実施エリア	【参考】ヒアリング実施地域
<鳥取県> ●米子市（市街地エリア） ※宿泊施設・飲食店が集積する米子駅前周辺・角盤町 <島根県> ●松江市（旧松江市中心街エリア） ●出雲市平田町（木綿街道） ●安来市	<鳥取県> ●境港市 ●智頭町 <島根県> ●大田市 ●雲南市・奥出雲町・飯南町 ●津和野町

- ・テストマーケティングの実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の影響により、入国制限等が継続されることを想定し、在住外国人を活用した事業実施や検証を行うこともあり得る。なお、その際には、当機構と十分協議のうえ実施すること

③Google マイビジネスの活用

- ・FIT等の周遊・消費活動を促進するため、7地域の中から1又は2地域を選定し、GoogleMapへの投稿手続や活用方法を深める説明会等の開催及び個別支援等を行い、各店舗の登録情報の充実を図ること
- ・GoogleMap活用マニュアル等を作成すること

④旅行商品流通環境の整備

- ・開発・ブラッシュアップした「新たな観光サービス（コンテンツ）」は、OTAサイトで掲載・販売することを基本とすること。
- ・事業実施期間終了後において、機構が当事業で造成したコンテンツの販売件数や売上高を把握できる方法を提案すること

《目標と成果の指標》

「新たな観光サービス」に取り組む地域：7地域

「新たな観光サービス」のOTA等掲載コンテンツ：14件以上

「新たな観光サービス」利用者数：外国人50人以上/年

日本人500人以上/年

（日本人向けにも応用可能なサービス）

「新たな観光サービス」売上高：約100万円（販売期間12～2月）

GoogleMap登録店舗（活用店舗）等の増加：40件以上

6. 成果物の提出等

（1）成果物

- ・事業実施報告書（A4版） 5部（紙媒体）
- ・本事業で作成したチラシ等の実物及びその電子データ

（2）提出場所

一般社団法人山陰インバウンド機構

（3）提出期限

令和4年3月10日（木）

なお、作成にあたっては、以下について留意のこと

- ①事前に監督職員の承認を受けること
- ②事業実施状況等をわかり易く編集すること
- ③事業実施による効果を調査し、取りまとめること

7. その他

（1）一般社団法人山陰インバウンド機構と十分協議しながら事業を進めること

（2）事業の実施にあたっては、「Japan.Endless Discovery.」、「縁の道～山陰～」及び「DISCOVER ANOTHER JAPAN」のロゴマーク等を使用する等、国及び当機構の進める事業であることが分かるよう表示すること